

筑陽学園中学・高等学校

生徒心得

本校生徒は、筑陽学園の生徒として、校訓である「人を愛し ひとに愛される人間」を目指すものとする。その過程では、教育方針である「自らを学び 失敗から学び 自然の本質から学ぶ」の精神を実践し、自己の価値を見出し、高めようと努力し続け、自分らしく「自立・自律」した学園生活を送ることが求められる。

この校訓や教育方針を念頭に、地域社会の一員として社会に貢献できる資質を身に付け、良識ある行動を取ることが重要である。

以下は、学園生活の秩序を維持し、校訓や教育方針を実現するための規範を示した生徒心得である。生徒はこの生徒心得を遵守し、礼儀を重んじ、服装、態度に留意し、筑陽学園の生徒としての品位を保つよう心掛けなければならない。

○校内生活

学校は生徒が共同生活を行う場である。他に迷惑をかけないように注意し、みんなで力をあわせて、充実した学校生活を送ることができるよう心がけなければならない。

- 1 生徒は予鈴時刻（始業5分前）までに登校する。始業時刻は8時10分とする。
- 2 始業の合図の前に着席し、静かに先生を待つ。授業開始後5分以内に先生が来ない時は、学級委員または、教科係は職員室に連絡をする。
- 3 校舎内では規律のある態度で静かにする。
- 4 登校後は、校外へ出てはならない。用事があって外出するときは、学級担任の許可を受け、外出許可書を持参する。
- 5 公共物（校舎・校具・備品）は大切に取り扱い、誤って破損したときは関係教師に報告し、指示を受ける。
- 6 非常ベルが鳴ったり、緊急放送があったりしたときは慌てずに、先生の指示に従い、静かに避難する。
- 7 教室や廊下等において暴れたり、走ったり、ボール遊びをしたり、カードゲーム、将棋、楽器演奏等をして、学習の場としての雰囲気をこわさない。
- 8 体育館以外の校舎内では規定の上靴を使用する。
- 9 掃除終了時に分担区域の窓は全部閉める。その後は開けた人が責任を持って閉める。

- 10 移動教室等で生徒全員が不在になる時は、教室の窓、ドアを全て施錠し、カーテンは開けて室内が見えるようにしておく。鍵は、職員室所定の場所に返す。
- 11 生徒に対する電話呼び出しは原則できない。急を要する場合は、事情によって取り次ぎを可能とする。
- 12 土日・祝日など学校が休みの日は、無断で教室を使用しない。
- 13 学習に不必要な物や貴重品・ナイフ等凶器類は学校に持って来てはならない。発見した場合は没収する場合がある。
- 14 許可なく通学にタクシーを利用することは禁止する。
- 15 教育上必要であると判断された場合は、所持品検査を行う場合がある。
- 16 携帯電話（スマートフォン）の校内への持ち込みは許可制とする。携帯電話（スマートフォン）を除く情報通信機器の校内への持ち込みは禁止する。違反があった場合は、携帯電話等を預かり、指導処置を行う。情報通信機器とは、ネット通信ができるスマートウォッチや携帯型音楽プレーヤー・ゲーム機およびタブレット等も含む。なお、携帯電話等のトラブルには学校は関知しない。
- 17 所持品には必ず記名する。
- 18 必要以上の金銭を所持しない。
- 19 貴重品はカバン等に入れることなく、常に身につけておく。体育時、部活動その他やむを得ず身から離す時は、貴重品袋に入れて担任や部活動顧問に預ける。盗難等の被害については、各自の保管責任であり、学校は関知しない。
- 20 生徒同士での金銭の貸し借りを禁止する。必要な時には学級担任に相談する。
- 21 納入すべき金銭は、登校後速やかに納入する。
- 22 他者の物品の無断借用を禁止する。
- 23 所持品を紛失したり、拾得したりした場合は速やかに担任に届け出る。
- 24 食事は昼休み等を利用して、教室、食堂等の適した場所でとり、通行の妨げにならないようにする。

○校外生活

校外生活においては、常に品位を保ち、本校生徒たる誇りを維持しなければならない。

- 1 夜間の外出は禁止する。（夜 10 時以降の外出は保護者同伴の場合を除いて、深夜徘徊として補導の対象となる。）
- 2 友人宅等への外泊は禁止する。
- 3 アルバイトは原則として禁止する。特別な理由がある場合は、学校の許可を受けなければならない。
- 4 在学中の婚姻は認めない。
- 5 タバコ（電子タバコ類含む）・ライター等・酒（ノンアルコール酒類含む）・ナイフ等凶器類はいかなる理由があっても所持してはならない。
- 6 制服でゲームセンター、カラオケボックスに入場してはならない。（夜間の入場は禁止）
- 7 生徒および家族に事故があった時は、関係機関に連絡後、速やかに学校に連絡する。

○服装等の規定

- 1 身なりを正して規律ある学校生活を送るために、常に清楚な服装を心がける。
- 2 制服は正しく着用すること。指導に従わない場合は、出校を停止することがある。
なお、この規定に定めがない場合でも学校が必要と認める指導は随時行う。
- 3 制服および学校規定のものについては改造を認めない。
- 4 生徒手帳に記載されていなくても学校の指示があった場合はこれに従う。
- 5 制服は、図A・B・C・D・E・F・Gのいずれかを季節に応じて選択し、着用する。7月・8月・9月は、セーター及びタイツの着用は認めない。式典等で学校から指示がある場合はこれに従う。(冷房中は、教室内でのブレザー・ジャケット・体操服の着用を認める。)
- 6 服装検査は定期的に行う。
- 7 部活動試合・大会時の服装について
校外で行われる部活動の試合・大会で、学校から動員がかかっている時の応援は指定された制服を原則とする。また、動員がかかっていない時の応援は、私服を原則とする。
暑い時期に行われる野球の応援は、健康上の理由から本校指定の応援帽を着用すること。

I 型【男子】(令和4年度・5年度入学者)

規定	細則
<p>制服</p> <p>1、上着(ブレザー)には校章をつける。</p> <p>2、制服B・C・E着用時のセーター・ベストは本校規定のものとする。</p> <p>3、制服A・B・C・D着用時のネクタイは本校規定のものとする。</p> <p>4、ネクタイピンを使用する場合は本校規定のものとする。</p> <p>5、改造は認めない。</p>	<p>(a) 校章(ネジ込み式)は所定の位置につける。</p> <p>(b) 上着はボタンをかけて着用する。</p> <p>(c) 制服E・F・Gを除いて、常にネクタイを着用する。</p> <p>(d) ネクタイは常に第1ボタンをかけて着用する。</p> <p>(e) シャツの裾は必ずズボンの中に入れる。 (ポロシャツの裾は出しても構わない。)</p> <p>(f) 長袖シャツの袖ボタンはかける。折り返す場合はきちんと折り返し着用する。</p> <p>(g) 半袖シャツの袖は折り返さない。</p> <p>(h) 下着は白一色とし、柄物・ワンポイント・その他の色物は認めない。</p> <p>(i) ブレザー着用時にセーター・ベストを併用するときは、上着丈より出ないようにする。</p> <p>(j) ズボンの裾は折り返さない。</p> <p>(k) ネクタイピンを使用する場合は、正しい位置(シャツの第3～第4ボタンの間が目安)につけること。</p>
<p>ソックス</p> <p>1、白とする。</p>	<p>(a) 素足は認めない。</p> <p>(b) ワンポイントは認める。</p>

	(c) 長さはくるぶしの上以上とする。
ベルト 1、本校規定のものとする。	
靴 1、上靴・グラウンドシューズ・通学用革靴共に本校規定のものとする。	(a) かかとを踏んで履かない。 (b) 雨天時は華美でない長靴の使用を認める。 (c) 健康上の理由により、例外を認めることもある。但し、届け出・許可を得る必要がある。
コート 1、本校規定のものとする。	(a) 改造は認めない。
マフラー 1、原則として本校規定のものとする。	(a) 規定の色（紺・グレー・エンジ）・質のものは認めるが、ストール等の大判や手編みの厚いものは禁止とする。
爪 1、常に清潔に保ち伸ばさない。	(a) マニキュア等で加工しない。

頭髪 1、耳と目にかからない長さ、後ろ髪は襟の上のラインを超えない長さとする。 2、前髪の剃り込みは認めない。 3、脱色、染色（黒染めも含む）、ヘアマネキュア、パーマ、アイロン等の加工は認めない。 4、原則、眉には手を加えない。	(a) 頭髪は、服装検査日に合わせて理髪店で整える。 (b) 髪の長さに極端な差が出るような刈り上げは認めない。 (c) ムース・スプレー・ワックス等の整髪料は使用しない。 (d) ひげ・もみあげは伸ばさず、清潔に保つ。
バッグ等の規定 1、登下校の際は学校規定の通学用バッグや部活動で許可を受けているバッグを常に携行する。 2、学校規定以外のバッグ等の使用は認めない。	(a) 改造は認めない。 (b) ステッカーなどの飾りはつけない。なお、目印のためにつけるキーホルダーは1個とし、3cm以内の派手でないものとする。 (注) 学習用具以外のものは持参しない。

I 型【男子】（令和6年度入学者）

規 定	細 則
<p>制服</p> <p>1、上着（ブレザー）には校章をつける。</p> <p>2、制服B・C・E着用時のセーター・ベストは本校規定のものとする。</p> <p>3、制服A・B・C・D着用時のネクタイは本校規定のものとする。</p> <p>4、ネクタイピンを使用する場合は本校規定のものとする。</p> <p>5、改造は認めない。</p>	<p>(a) 校章（ネジ込み式）は所定の位置につける。</p> <p>(b) 上着はボタンをかけて着用する。</p> <p>(c) 制服E・F・Gを除いて、常にネクタイを着用する。</p> <p>(d) ネクタイは常に第1ボタンをかけて着用する。</p> <p>(e) シャツの裾は必ずズボンの中に入れる。 （ポロシャツの裾は出しても構わない。）</p> <p>(f) 長袖シャツの袖ボタンはかける。折り返す場合はきちんと折り返し着用する。</p> <p>(g) 半袖シャツの袖は折り返さない。</p> <p>(h) 下着は白一色とし、柄物・ワンポイント・その他の色物は認めない。</p> <p>(i) ブレザー着用時にセーター・ベストを併用するときは、上着丈より出ないようにする。</p> <p>(j) ズボンの裾は折り返さない。</p> <p>(k) ネクタイピンを使用する場合は、正しい位置 （シャツの第3～第4ボタンの間が目安）につけること。</p>
<p>ソックス</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	<p>(a) 素足は認めない。</p> <p>(b) 体育の授業時に関しては、本校規定外のソックス（白・紺）の着用を認める。ただし、ワンポイントは認める。また、長さはくるぶしの上以上とする。</p>
<p>ベルト</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	
<p>靴</p> <p>1、上靴・グラウンドシューズ・通学用革靴共に本校規定のものとする。</p>	<p>(a) かかとを踏んで履かない。</p> <p>(b) 雨天時は華美でない長靴の使用を認める。</p> <p>(c) 健康上の理由により、例外を認めることもある。但し、届け出・許可を得る必要がある。</p>
<p>防寒コート</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	<p>(a) 改造は認めない。</p>
<p>マフラー</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	
<p>爪</p> <p>1、常に清潔に保ち伸ばさない。</p>	<p>(a) マニキュア等で加工しない。</p>

頭髪 1、耳と目にかからない長さ、後ろ髪は襟の上のラインを超えない長さとする。 2、前髪の剃り込みは認めない。 3、脱色、染色（黒染めも含む）、ヘアマネキュア、パーマ、アイロン等の加工は認めない。 4、原則、眉には手を加えない。	(a) 頭髪は、服装検査日に合わせて理髪店で整える。 (b) 髪の長さに極端な差が出るような刈り上げは認めない。 (c) ムース・スプレー・ワックス等の整髪料は使用しない。 (d) ひげ・もみあげは伸ばさず、清潔に保つ。
バッグ等の規定 1、登下校の際は学校規定の通学用バッグや部活動で許可を受けているバッグを常に携帯する。 2、学校規定以外のバッグ等の使用は認めない。	(a) 改造は認めない。 (b) ステッカーなどの飾りはつけない。なお、目印のためにつけるキーホルダーは1個とし、3cm以内の派手でないものとする。 (注) 学習用具以外のものは持参しない。

II 型【女子】（令和4年度・5年度入学者）

規定	細則
制服 1、上着（ジャケット）には校章をつける。 2、制服B・C・E着用時のセーター・ベストは本校規定のものとする。 3、リボン・ネクタイは本校規定のものとする。 4、改造は認めない。	(a) 校章は左胸のポケットの上辺より3cm下の中央部につける。 (b) スカート丈は膝頭の下とする。 (c) リボンは常に第1ボタンをかけて着用する。 (d) シャツの裾は必ずスカートの中に入れる。（ポロシャツの裾は出しても構わない。） (e) 長袖シャツの袖ボタンはかける。折り返す場合はきちんと折り返し着用する。 (f) 半袖ブラウスの袖は折り返さない。 (g) シャツの下には、白・ベージュ・グレーのスリッパまたはそれに準じるものを着用する。 (h) ジャケット着用時は常にボタンをかける。 (i) ジャケット着用時にセーター・ベストを併用するときは、上着丈より出ないようにする。
ソックス 1、本校規定のものとする。 2、制服指定時は白ソックスを着用する。 3、タイツとソックスは併用しない。 4、ストッキングは肌色のものの着用は認めるが必ずソックスを併用する。	(a) 素足は認めない。 (b) ルーズな履き方は認めない。
靴	

<p>1、上靴・グラウンドシューズ・通学用革靴共に本校規定のものとする。</p>	<p>(a) かかとを踏んで履かない。 (b) 雨天時は華美でない長靴の使用を認める。 (c) 健康上の理由により、例外を認めることもある。但し、届け出・許可を得る必要がある。</p>
<p>コート 1、本校規定のものとする。</p>	<p>(a) 改造は認めない。</p>
<p>マフラー 1、原則として本校規定のものとする。</p>	<p>(a) 規定の色（紺・エンジ・グレー）・質のものは認めるが、ストール等の大判や手編みの厚いものは禁止とする。</p>
<p>頭髪 1、前髪は目にかからない長さ、後ろ髪は襟の下のラインまでの長さとする。 2、脱色、染色（黒染めも含む）、ヘアマネキュア、パーマ、アイロン等の加工は認めない。 3、原則眉には手を加えない。まつ毛パーマ等の加工も認めない。</p>	<p>(a) 結ぶ場合は一つ結びまたは二つ結びとする。黒・紺・茶のゴムで一つ結びは後ろの中央、目の延長線の高さより低い位置、二つ結びは耳の後ろの位置で結ぶ。リボンは黒・紺とし、幅2cm以内とする。 (b) 髪に段差がある場合、紙結びはできない。規定の長さに一旦切り揃え、全体の長さが揃うまで待つ。 (c) ピンの使用は黒色のみとする。 (d) 加工等がみられる者は、服装検査時に観察を行う。 (e) シャギー等をおこない結び目にかからない髪がある者は、長さが揃うまで服装検査時に観察を行う。 (f) 校内および登下校中はみだりに結びを解かない。 (g) ムース・スプレー・ワックス等の整髪料は使用しない。</p>
<p>爪 1、常に清潔に保ち伸ばさない。</p>	<p>(a) マニキュア等で加工しない。</p>
<p>バッグ等の規定 1、登下校の際は学校規定の通学用バッグや部活動で許可を受けているバッグを常に携行する。 2、学校規定以外のバッグ等の使用は認めない。</p>	<p>(a) 改造は認めない。 (b) ステッカーなどの飾りはつけない。なお、目印のためにつけるキーホルダーは1個とし、3cm以内の派手でないものとする。 (注) 学習用具以外のものは持参しない。</p>

II 型【女子】（令和6年度入学者）

規 定	細 則
<p>制服</p> <p>1、上着（ジャケット）には校章をつける。</p> <p>2、制服B・C・E着用時のセーター・ベストは本校規定のものとする。</p> <p>3、制服A・B・C・D着用時のリボン・ネクタイは本校規定のものとする。</p> <p>4、ネクタイピンを使用する場合は本校規定のものとする。</p> <p>5、改造は認めない。</p>	<p>(a) 校章（ネジ込み式）は所定の位置につける。</p> <p>(b) スカート丈は膝頭とし、長い場合や短い場合は、補正の対象とする。</p> <p>(c) リボン・ネクタイは常に第1ボタンをかけて着用する。</p> <p>(d) シャツの裾は必ずスカートの中に入れる。 （ポロシャツの裾は出しても構わない。）</p> <p>(e) 長袖シャツの袖ボタンはかける。折り返す場合はきちんと折り返し着用する。</p> <p>(f) 半袖ブラウスの袖は折り返さない。</p> <p>(g) シャツの下には、白・ベージュ・グレーのスリッパまたはそれに準じるものを着用する。</p> <p>(h) ジャケット着用時は常にボタンをかける。</p> <p>(i) ジャケット着用時にセーター・ベストを併用するときは、上着丈より出ないようにする。</p> <p>(j) ネクタイピンを使用する場合は、正しい位置（シャツの第3～第4ボタンの間が目安）につけること。</p> <p>(k) ズボンの裾は折り返さない。</p>
<p>ソックス</p> <p>1、本校規定のものとする。</p> <p>2、制服指定時はショートソックスを着用する。</p> <p>3、タイツとソックスは併用しない。</p> <p>4、ストッキングは肌色のものの着用は認めるが必ずソックスを併用する。</p>	<p>(a) 素足は認めない。</p> <p>(b) ルーズな履き方は認めない。</p> <p>(c) 体育の授業時に関しては、本校規定外ソックス（白・紺）の着用を認める。ただし、ワンポイントは認める。また、長さはくるぶしの上以上とする。</p>
<p>新制服スラックスベルト</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	
<p>靴</p> <p>1、上靴・グラウンドシューズ・通学用革靴共に本校規定のものとする。</p>	<p>(a) かかとを踏んで履かない。</p> <p>(b) 雨天時は華美でない長靴の使用を認める。</p> <p>(c) 健康上の理由により、例外を認めることもある。但し、届け出・許可を得る必要がある。</p>
<p>防寒コート</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	<p>(a) 改造は認めない。</p>
<p>マフラー</p> <p>1、本校規定のものとする。</p>	

<p>頭髪</p> <p>1、前髪は目にかからない長さ、後ろ髪は襟の下のラインまでの長さとする。</p> <p>2、脱色、染色（黒染めも含む）、ヘアマネキュア、パーマ、アイロン等の加工は認めない。</p> <p>3、原則眉には手を加えない。まつ毛パーマ等の加工も認めない。</p>	<p>(a) 結ぶ場合は一つ結びまたは二つ結びとする。黒・紺・茶のゴムで一つ結びは後ろの中央、目の延長線の高さより低い位置、二つ結びは耳の後ろの位置で結ぶ。リボンは黒・紺とし、幅2cm以内とする。</p> <p>(b) 髪に段差がある場合、紙結びはできない。規定の長さ一旦切り揃え、全体の長さが揃うまで待つ。</p> <p>(c) ピンの使用は黒色のみとする。</p> <p>(d) 加工等がみられる者は、服装検査時に観察を行う。</p> <p>(e) シャギー等をおこない結び目にかからない髪がある者は、長さが揃うまで服装検査時に観察を行う。</p> <p>(f) 校内および登下校中はみだりに結びを解かない。</p> <p>(g) ムース・スプレー・ワックス等の整髪料は使用しない。</p>
<p>爪</p> <p>1、常に清潔に保ち伸ばさない。</p>	<p>(a) マニキュア等で加工しない。</p>
<p>バッグ等の規定</p> <p>1、登下校の際は学校規定の通学用バッグや部活動で許可を受けているバッグを常に携行する。</p> <p>2、学校規定以外のバッグ等の使用は認めない。</p>	<p>(a) 改造は認めない。</p> <p>(b) ステッカーなどの飾りはつけない。なお、目印のためにつけるキーホルダーは1個とし、3cm以内の派手でないものとする。</p> <p>(注) 学習用具以外のものは持参しない。</p>

その他共通事項

- 1、装飾品（ネックレス・イヤリング・ピアス・タトゥー・ブレスレット・ミサンガ・指輪等）装飾的なめがねや時計、及び香水は認めない。
- 2、めがねのレンズ・コンタクトは原則として無色とする。
- 3、化粧等は禁止する。ただし、日焼け止めクリームについては生徒の健康上必要と認めた場合は、無色・無臭に限り認める。
- 4、入学後のベスト・セーターの購入は、学校での購入のみとする。（購入証明書が必要）
- 5、やむを得ず制服の譲渡を受ける場合は、届け出る。

○交通安全

車内や道路などの公共の場では、筑陽学園の生徒として自覚を持ち、交通法規を遵守する。譲り合いの精神を第一に、地域住民に迷惑をかけないように登校・下校する。

1 自転車通学

- (a) 自転車通学を希望する者（通学距離が2 km～10 km程度）は、学級担任を通じ、交通安全係に申し出る。その際、自転車損害賠償保険等へ必ず加入し、自転車通学許可願書の「自転車保険」の欄に加入している保険の名称を明記すること。
- (b) 通学許可を受けた者は、ステッカーを購入し、指定の箇所に貼る。自転車は必ず学校所定の駐輪場に置く。なお、校内及び駐輪場での盗難の被害については、各自の保管責任とし学校は関知しないので、施錠等を十分しておく。
- (c) 通学許可を受けた者は、必ず学校規定の雨ガッパを着用する。また、安全性の高いヘルメットの着用に努めること。※中学生は学校規定のヘルメットを必ず着用すること。
- (d) 通学用に使用する自転車は、改造・変形してはならない。
- (e) 交通法規・信号等を守らなければならない。
- (f) 自転車の二人乗りや無灯火運転をしてはならない。
- (g) 自転車には、前カゴもしくは荷台を取り付けなければならない。ただし、学校規定のリュックだけで登校するときは、その限りではない。

2 免許取得

自動車・オートバイ（原付を含む）の免許取得及び使用は禁止する。ただし、普通四輪に関しては、3年生において進路決定後許可制により免許を取得することができる。保護者の願い書を学級担任に提出し、生徒指導部交通安全係を通じて、学校長の許可を受ける。許可を受けた者に限り、3年生の冬季休業開始日以降、自動車学校への通学を認める。免許取得後は免許証を保護者に預け、卒業まで運転しない。

○食堂利用

- 1 食事時間は昼休み及び放課後とする。
- 2 パン類以外の食べ物については食券で購入する。
- 3 パン類の販売は8時15分～8時30分までと各休み時間とする。
- 4 食券で購入する食事は食堂外に持ち出してはいけない。
- 5 その他の注意事項

- 弁当を持ち込まない。
- 食券購入及び食べ物と引き換える時は順序よく整列する。
- きちんと着席して食事する。
- ジュースパックやパンの包装紙等は所定のくずかごに捨てる。
- 食事の後、食器類は速やかに所定の位置に返す。
- 食堂内の食器備品等は持ち出さない。
- 使用した椅子は食事後テーブルの下に入れる。
- 歩きながら飲食しない。

○インターネット利用（携帯電話・情報通信機器を含む）

インターネットは世界中の利用者に開かれている。しかし、扱いを間違えると危険に遭遇することもある。また、被害者ではなく、知らないうちに加害者になっている場合もある。

掲示板や X・Instagram・TikTok・LINE に代表されるいわゆるソーシャルメディア（SNS）など、インターネット利用においては、次の行為を禁止する。

1. 他人の個人情報を書き込んだり、無断で他人の顔や身体の写真、動画を撮影・公開したりするなどのプライバシーを侵害する行為。
2. 生徒および教職員、学校等に関する誹謗・中傷・差別に該当するネット上での書き込み行為。
3. 特定の個人に対してメールの大量送信や脅迫ととられる文面の送信など、嫌がらせメールを発信する行為。
4. 他人の財産や知的所有権を侵害する行為。
5. 上記に類するような公共の秩序を乱す行為、良識に反するような行為や、法令に違反する行為。

上記に該当し、著しく個人または学校の名誉・品位を傷つけると判断された場合は、所定の手続きを経て、指導または懲戒の対象とする。

○携帯電話の取り扱いについて

本校では、携帯電話（スマートフォン）の持ち込みを許可制とする。許可は、緊急時における生徒の身の安全を第一に考えたものであり、その趣旨を理解した上で、使用規定を遵守すること。なお、違反行為があった場合は、指導の対象となる。

使用規定（抜粋）

1. 校内での使用について

- (1) 校内で携帯電話を所持する場合、事前に申請書・同意書を提出する。新規の申請書・同意書の提出は原則、各学期始めとする。また、携帯電話番号等を変更した場合は速やかに届け出ること。
- (2) 個人の機器は登校後速やかに電源を切り、必ず記名した袋（クッション性があるものが望ましい）に入れ、朝の HR 時に必ず担任に預けること。また、遅刻してきた場合も職員室の担任（不在の時は学年の教員）に預けたあと、教室に入室すること。朝の HR 前の活動や放課後の部活動を含めた活動がある場合には、その召集をかけた先生や部活動顧問に必ず預けること。下校時まで許可なく使用することは禁止し、預けた携帯電話は職員室やロッカーで管理する。
- (3) やむを得ず校内で使用する必要性が生じた場合には、必ず担任に事情を説明し許可を得た上で、指定された場所で使用すること。

2. 登下校中の使用について

- (1) 電源を入れることは認めるが、緊急時以外の使用は認めない。
- (2) やむを得ず校外で使用する場合、マナーやルールを守り使用すること。なお、歩きながらや自転車運転中の使用（イヤホンの使用を含む）、電車・バス内での使用は、厳禁とする。

4. その他

- (1) 機器の貸し借りは禁止とする。
- (2) 機器の破損、紛失、情報の消失、その他の損害に関して、学校は一切の責任を負わない。

○懲戒

生徒が学則及び諸規定に違反し、学校の秩序を乱し、その他本校の生徒としての本分に反する行為があったときは、その情状により懲戒する。 懲戒処分は訓告、謹慎及び退学とする。

次の行為は厳禁事項であり、懲戒の対象となるので特に注意すること。

深夜徘徊・怠学・不良交友・飲酒（類似品等を含む）・喫煙（類似品等を含む）や所持・喧嘩・暴力行為等・政治的活動による校内規律違反・いじめ（ネットへの誹謗中傷を含む）・学校生活における不適切な言動・情報モラル違反・考査中の不正行為・不純異性交遊・性行為にかかわる物品の所持・万引き・窃盗等・無免許取得・無免許運転・凶器類の所持・その他、法律及び条例に触れる行為は禁止する。

※問題行動については、その都度審議し、生徒指導部指導から退学までその程度・結果を勘案して、指導または懲戒を加える。